

土木及び建築工事監督技術基準

1. 目的

この技術基準は、土木及び建築工事における請負契約の適正な履行を確保するため、監督業務の技術基準を定めることにより、監督業務の合理化と適切な実施を図ることを目的とする。

2. 適用

この基準は、湖西市の所掌する工事及び湖西市が監督業務を受託した工事における監督員の一般的な監督業務の標準を示すものである。監督員は工事の施工に際し、この基準に基づいて監督を行うものとする。ただし、工事内容等により、この基準を適用することが不相当と判断される場合には、この基準によらないことができる。

3. 用語の定義

- (1) 静岡県土木工事監督技術基準とは、静岡県建設工事監督要領（昭和 60 年 4 月 1 日訓令乙第 4 号）に基づく、静岡県土木部、都市住宅部及び農林水産部（但し漁港課所管に限る）の所掌する土木工事に適用する土木工事監督技術基準をいう。
- (2) 静岡県農林土木工事監督技術基準とは、静岡県建設工事監督要領（昭和 60 年 4 月 1 日訓令乙第 4 号）に基づく、静岡県農地森林部、農業水産部（農林事務所）の所掌する農林土木工事に適用する農林土木工事監督技術基準をいう。
- (3) 静岡県建築工事監督技術基準とは、静岡県建設工事監督要領（昭和 60 年 4 月 1 日訓令乙第 4 号）に基づく、静岡県土木部、都市住宅部の所掌する建築工事に適用する建築工事監督技術基準をいう。

4. 技術基準

監督の技術基準は、静岡県土木部工事監督技術基準、静岡県農林土木工事監督技術基準、静岡県建築工事監督技術基準の定めるところによる。

工事成績ランク表

ランク	概 評	工事成績
A	特に優れているもの	100～86 点
B	優良であるもの	85～77 点
C	普通であるもの	76～69 点
D	やや劣るもの	68～61 点
E	劣るもの	60 点以下

注) 監督員と検査員の採点を合計したものが、工事成績となる。